

第 1 回福岡市障がい者差別解消推進会議相談部会

【事務局】令和元年度第 1 回福岡市障がい者差別解消推進会議相談部会を開催します。私は本会議の事務局を担当します福岡市保健福祉局障がい者部障がい者支援課差別解消・交流係長の御手洗です。

委員総数 15 名のところ、現在 12 名の委員が出席されており、あと 2 名も向かわれており、最終的には 14 名が出席となり定足数を満たします。

なお、本会議については、原則非公開となっております。本日も議事の 4 番目「相談案件の報告・検討」以降につきましては非公開となります。

次に、資料の確認を行います。本日の配布資料として、机の上に「会議次第」「座席表」「委員名簿」「障がい者 110 番のチラシ」の 4 枚を配布しております。また、「資料 1」「参考資料 1 - 1 ~ 1 - 4」「資料 2」「参考資料 2 - 1 ~ 2 - 3」につきましては、事前配布しております。

では、お手元の会議次第をご覧ください。本日の議事といたしまして、最初に「委員紹介」を行い、「部会長・副部会長の互選」、「福岡市障がい者差別解消推進会議相談部会について」、「相談案件の報告・検討」と続き、その後「意見交換」となります。

それでは、議事の 1 番目「委員紹介」を行います。本日は初めての会議となりますので、委員名簿に従って、事務局から 50 音順に紹介させていただきます。おそれ入りますが、ご起立いただける方はその場でご起立いただきますようお願いいたします。

それではご紹介させていただきます。

(「委員紹介」)

【事務局】人事異動等に伴って委員が一部代わられておりますが、要項の第 4 条第 2 項に定める推進会議の会長の指名を受けております。

続きまして議事の 2 番目、「部会長・副部会長の互選」を行います。本会議の部会長・副部会長の選任につきまして、福岡市障がい者差別解消推進会議運営要領の第 4 条第 3 項の規定により、委員の互選によってこれを定めとなっております。どなたか自薦他薦がありましたらお願いします。

(発言者なし)

【事務局】ご意見がないようですので、事務局から提案させていただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

(「はい」)

【事務局】ありがとうございます。

事務局の提案として、福岡市障がい者差別推進会議の委員であり、福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会の世話人副代表の向井委員に、部会長をお願いしてはどうかと思っ

ております。

また、副会長につきましては、社会保障や公的扶助のご研究などをご専門としておられます河谷委員にお願いしてはどうかと思っております、皆さまいかがでしょうか。

(「異議なし」)

【事務局】ありがとうございます。

それでは部会長を向井委員に、副部会長を河谷委員にお願いしたいと存じます。向井委員、河谷委員、よろしくお願ひいたします。恐縮でございますが、部会長席、副部会長席に移動をお願いいたします。

それでは一言ずつご挨拶を頂戴したいと思います。向井部会長、よろしくお願ひいたします。

【部会長】ただ今事務局からご推挙をいただきました、福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会の世話人副代表をしております向井と申します。

つくる会は平成25年8月に会を発足いたしまして、それ以降、福岡市に障がい者差別禁止条例をつくるということで活動をしてまいりました。福岡市身体障がい者協会の中原会長が世話人代表で、私ともう1名が副代表という形でかかわらせていただきました。今般、条例が制定を収めまして、会の第一段階の目標としては達成をしたところでございます。

この相談部会におきましては、条例で定められました役割・目的を果たすとともに、福岡市において障がいによる差別がないような社会、共生社会を作るための力添えといえますか、微力ではありますがそういう役割を果たささせていただければと思います。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

【事務局】ありがとうございます。続きまして、河谷副会長、よろしくお願ひいたします。

【副部会長】河谷でございます。よろしくお願ひいたします。私は昨年4月に福岡にまいりまして、長年、熊本で勤務しておりました。西南学院大学は前任の野口先生がかなりこの分野にかかわられていたということで、この春ご退官されたのですが、先生の熱い思いと差別のない新しい共生社会を作るという情熱を引き継いでまいりたいと思います。専門は社会保障です。障がいがある・ないにかかわらず、暮らしをどのように守るのかということ、人権意識を踏まえて検討してまいります。よろしくお願ひいたします。

【事務局】ありがとうございます。これより先の会議の進行につきましては、向井部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願ひいたします。

【部会長】それでは議事の3番目、「福岡市障がい者差別解消推進会議相談部会について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】議事の3番目について説明させていただきます。

最初に資料1をご覧ください。推進会議の所掌事務について、説明をさせていただきます。1番目の推進会議全体についてです。事務分掌といたしまして、①障がいを理由とする差別の解消に関し、必要と認められる事項について調査・審議すること。②障害者差別解消法に規定する障害者差別解消支援地域協議会の事務を行うこと。③差別を行った事業者に対し、福岡市が行政指導、指導・助言を行うかどうかについて市長に対し意見を述べ

ること。④1～3のほか、障がいを理由とする差別を解消するために必要な事務を行うこと。⑤障がいを理由とする差別の解消に関する重要な施策に関し、市長に対し意見を述べるといったことが推進会議全体の所掌事務となっております。

最初の※印②の後ろに付いておりますが、②の障害者差別解消支援地域協議会の事務ということで、その概要をその下に記載しております。この協議会というのは、障害者差別解消法に基づいて設置されるものであり、福岡市でも法律が平成28年4月に施行され、差別解消のための取り組みを効果的かつ円滑に行うための関連機関等のネットワークとして、一昨年の9月までに毎年4回程度開催しております。本推進会議というのはこの協議会を兼ねるものでございまして、その事務の概要はア～カに記載したとおりです。

続きまして、本日の相談部会の所掌事務でございます。裏面の2ページをご覧ください。相談部会につきましては参考資料の1-4「福岡市障がい者差別解消推進会議運営要領」に規定しているものでございます。相談部会の所掌事務について(1)に記載しております。

①市の相談窓口で受けた相談、相談部会委員が所属する機関が対応した相談について、問題解決に向けた分析、助言を行うこと、それから先ほど推進会議の事務で説明しました②、③の事務、③障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じるための体制や相談対応のあり方を検討すること、④1～3のほか、障がいを理由とする差別に関する相談に関する事項について検討することとしております。以上が相談部会の所掌事務となります。

この相談部会における調査・審議の状況および結果につきましては、部会長から推進会議に報告していただくほか、推進会議の③の事務、「差別を行った事業者に対し、福岡市が行政指導を行うかどうかについて市長に対して意見を述べること」については、この相談部会の議決をもって推進会議の決議といたします。以上が説明でございます。

【部会長】ありがとうございました。ただ今、推進会議と相談部会の所掌事務について資料1に基づいてご説明をいただきました。

委員の皆さまのほうからご質問、ご意見等があればお願いします。議事録を作成する都合上、ご発言いただく際には最初にお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。ご質問とかご意見はございますか。

(発言者なし)

【部会長】よろしいでしょうか。それでは(3)の「福岡市障がい者差別解消推進会議と相談部会について」につきましては、皆さまの議決を頂いたということで進めます。

議事の(4)「相談案件の報告・検討」に進みます。相談案件の報告・検討について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】議事の4番目「相談案件の報告・検討」です。まず資料2、A3の2枚目をご覧ください。相談件数について、2018年度が28件、2019年度が6件で、2018年度の28件の内、差別解消条例施行後の相談件数が18件となっております。その内訳を②に、分野と障がいの種別によって分けております。

資料の2枚目につきましては、条例施行後、2019年1月から4月までの新規の相談状況について記載しており、それぞれの内訳を表にしております。個別の案件についてはこのあと説明をさせていただきます。相談件数に関しての報告は以上でございます。

【部会長】ありがとうございました。資料2により相談事例報告を行っていただきましたが、ここまでのご説明で、委員の皆さまからご質問ご意見等があればお願いをいたします。よろしいでしょうか。それでは先に進みます。引き続き個別事例についてお願いします。

----- (以降非公開) -----